

最高裁判例・改正法を踏まえた 「同一労働同一賃金」への対応策

～不合理な待遇差の解消、待遇に関する説明義務の強化の下で～

講師 ^{すずき}鈴木 ^{つばさ}翼 氏 田辺総合法律事務所 弁護士
元 東京都労働委員会事務局審査調整法務担当課長
元 人事院公平審査局調整課主任審理官

日時 平成30年8月24日(金) 午後2時00分～午後5時00分

以前より、「同一労働同一賃金」というトピックはありましたが、議論は低調でした。

しかし、平成28年に政権が「同一労働同一賃金」の実現に取り組むことを明言したことを契機に、議論が活発となり、同年12月にはガイドライン案が提示され、平成30年4月には、「同一労働同一賃金」を含んだ改正法案が国会に提出されるに至りました。さらには、6月1日には、ついに最高裁の判断も明らかになり、企業にとって「同一労働同一賃金」はまさに喫緊の課題となっております。

本セミナーでは、「同一労働同一賃金」の議論を、その経緯から、改正法案、最高裁判例に至るまで、分かりやすく説明するとともに、その対応策について解説します。

- 1 「同一労働同一賃金」の「歴史」
 - 2 現行法の概観
 - ・ 労働契約法 20 条
 - ・ パートタイム労働法 8 条 9 条
 - 3 改正法案、ガイドライン案の内容
 - ・ 不合理な待遇差解消のための規定整備
 - ・ 待遇に関する説明義務の強化
 - 4 ハマキョウレックス事件
 - ・ 事案の内容～誰と誰の「同一労働同一賃金」か～
 - ・ 判断のポイント～どの部分がなぜ問題になったか～
 - 5 長澤運輸事件
 - ・ 事案の内容～誰と誰の「同一労働同一賃金」か～
 - ・ 判断のポイント～どの部分がなぜ問題になったか～
 - 6 改正法案、最高裁判決を踏まえた今後の対応策
 - ・ 非正規社員の賃金制度の確認
 - ・ 実は、正社員の賃金制度の存在意義が問われている
- ～質疑応答～

※日頃お悩みになっている個別具体的な疑問点をご質問いただけましたら、講師より回答させていただきます。

【講師紹介】東京大学法学部、同法科大学院卒業。2008年田辺総合法律事務所入所。その後、東京都労働委員会事務局審査調整法務担当課長、人事院公平審査局調整課主任審理官を経て、同事務所復帰。人事労務を中心としつつ企業法務全般を取り扱っている。日本労働法学会会員。主な著書・論文に、「実務講座『多様化する「働き手」への対応』」(BUSINESS LAW JOURNAL 2017.9 No.114)、「実務講座『労働委員会の不当労働行為審査手続における会社(使用者)側の留意点』」(BUSINESS LAW JOURNAL 2017.10 No.115)、「待ったなし!セクハラ・パワハラ新基準を踏まえた実務対応」(ビジネス法務 2012年6月号・共著)、「メンタルヘルス不調者への休職制度の適用」(BUSINESS LAW JOURNAL 2011.4 No.37・共著)、「病院・診療所経営の法律相談」(青林書院・共著)など。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会
■後援 金融財務研究会

http://www.kinyu.co.jp

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>

Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>

Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成30年8月24日(金)
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,700円
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

FAX 03-5695-8005

最高裁判例・改正法を踏まえた
「同一労働同一賃金」への対応策
8/24

◆参加申込書◆

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail 〒		
	参加者ご氏名	部課名		
	〃	〃		
	〃	〃		
	〃	〃		
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

*セミナーコード 1607 (Law-301607)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。